

第 11 回 教育委員会会議日程

開催期日 令和元年 11 月 26 日 (火)

開催時間 15 時 30 分

開催場所 芽室町中央公民館 2 階図書資料室

開 会

- 日程第 1 会議録署名委員の指名
- 日程第 2 前会議録の承認
- 日程第 3 教育長の報告
- 日程第 4 報告第 2 3 号 中学生による「1 日教育委員 (教育委員会委員) 実施の件
- 日程第 5 報告第 2 4 号 就学困難な児童生徒に係る就学援助認定の件
- 日程第 6 報告第 2 5 号 令和元年度生活習慣病検査結果報告の件
- 日程第 7 議案第 3 9 号 芽室町教育支援委員会具申の件 (非公開)
- 日程第 8 議案第 4 0 号 平成 30 年度「教育に関する事務の管理及び執行の状況につ
いての点検及び評価の報告書」提出の件
- 日程第 9 議案第 4 1 号 令和元年度芽室町一般会計教育費補正予算の議案に対する
意見申し出の件 (非公開)

閉 会

日程第4

報告第23号

中学生による「1日教育委員（教育委員会委員）」実施の件

中学生による「1日教育委員（教育委員会委員）」を実施しようとするものであります。

令和元年11月26日提出

芽室町教育委員会教育長 程 野 仁

中学生による「1日教育委員（教育委員会委員）」 実施要領

1 目的

「教育委員と生徒の意見交換会」を進展させ、生徒が教育委員の職を体験することで教育委員会制度と教育の大切さに関心を持ってもらう。

2 内容

- (1) 教育委員の職は、各中学校の生徒から各2名を選出願う。
- (2) 教育委員会制度を知るために、事前研修を2回実施する。
- (3) 研修項目は、教育委員会事務局と教育委員に関するものを行う。
- (4) 教育長、教育長職務代理者及び委員の職に就く者は2回目の研修終了後に生徒による話し合いで決定する。
- (5) 1回目の事前研修で、教育施設の見学を実施する。
- (6) 施設見学は冬期休業中に実施し、教育委員会制度と本研修は学校始業後の放課後に実施する。
- (7) 生徒の送迎は必要に応じて、教育委員会事務局が行う。
- (8) 研修終了後に感想を報告してもらう。
- (9) 事前研修の教育施設見学先は、 ※別記1
- (10) 制度研修と本研修の内容は、 ※別記2
- (11) 事前研修・本研修の出席者は、 ※別記3

※別記1

第1回事前研修（施設見学）

- 1 日時 令和2年1月9日又は10日
- 2 場所等 芽室町中央公民館にて生徒に任命書交付後に視察研修を行う。
- 3 順路 ①芽室中学校（10:10～10:40）
②芽室西中学校（10:50～11:20）
③ふるさと歴史館ねんりん（11:30～11:45）
④昼食（12:00～13:00）
⑤山村留学施設やまなみ（13:10～13:25）
⑥上美生中学校（13:30～13:45）
⑦給食センター（14:05～14:30）
- 4 その他 各校の生徒は自宅送迎とし、事務局が送迎する。

※別記 2

第 2 回事前研修（教育委員会制度）

- 1 日 時 令和 2 年 2 月上旬 16 時 00 分～17 時 15 分
- 2 場 所 芽室町中央公民館

本研修（教育委員会議体験）

- 1 日 時 令和 2 年 2 月下旬 16 時 00 分～17 時 15 分
- 2 場 所 芽室町中央公民館

※別記 3

研修にかかる出席者

- 1 第 1 回事前研修（教育施設見学）
程野教育長（生徒に任命書交付）
 - ・ 交付式同席者
松浦学校教育課長、中田総務係長、安倍総務係主事
 - ・ 施設見学の引率
松浦学校教育課長、中田総務係長、安倍総務係主事
- 2 第 2 回事前研修（教育委員会制度）
松浦学校教育課長
- 3 本研修（教育委員会議体験）
程野教育長、西村教育長職務代理者、山口委員、田口委員、鳥本委員
松浦学校教育課長、日下社会教育課長、他事務局職員

本会議の扱い

芽室町教育委員会会議規則に基づく順序により進行する。
進行は芽室町教育委員会の会議に準じる。
なお、必要に応じて教育長の補佐として事務局職員が同席する。

日程第5

報告第24号

就学困難な児童生徒に係る就学援助認定の件

学校教育法第19条に規定する経済的理由によって、就学困難と認められる児童生徒の保護者に対し、要保護及び準要保護児童生徒認定要領に基づき、必要な援助を行うこととしたので、報告します。

令和元年11月26日提出

芽室町教育委員会教育長 程 野 仁

令和元年度就学援助認定総括表(令和元年11月11日)

申請世帯	1	世帯
認定保留世帯		世帯
認定世帯	0	世帯
要保護世帯		世帯
準要保護世帯	0	世帯
経済的困窮世帯	1	世帯
児童扶養手当受給世帯	-1	世帯
町民税非課税世帯		世帯
国民年金保険料免除世帯		世帯
生活保護廃止世帯		世帯

不認定世帯		世帯
認定廃止世帯	1	世帯

(内数)

◎準要保護認定者数一覧(11月11日現在) (小学校)

学校名\学年	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
芽室小学校				1			1
上美生小学校							0
芽室西小学校							0
芽室南小学校							0
合計	0	0	0	1	0	0	1

(中学校)

学校名\学年	1年	2年	3年	計
芽室中学校				0
上美生中学校				0
芽室西中学校	-1			-1
合計	-1	0	0	-1

合計

0

○児童扶養手当受給認定者数 (小学校)

1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
						0
						0
						0
						0
0	0	0	0	0	0	0

(中学校)

1年	2年	3年	計
			0
			0
-1			-1
-1	0	0	-1

合計

-1

●準要保護不認定者数一覧(11月11日現在) (小学校)

学校名\学年	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
芽室小学校							0
上美生小学校							0
芽室西小学校							0
芽室南小学校							0
合計	0	0	0	0	0	0	0

(中学校)

学校名\学年	1年	2年	3年	計
芽室中学校				0
上美生中学校				0
芽室西中学校				0
合計	0	0	0	0

合計

0

令和元年度就学援助認定総括表

(令和元年11月11日現在)

申請世帯	199	世帯
認定保留世帯		世帯
認定世帯	166	世帯
要保護世帯	3	世帯
準要保護世帯	163	世帯
経済的困窮世帯	86	世帯
児童扶養手当受給世帯	71	世帯
町民税非課税世帯	3	世帯
国民年金保険料免除世帯	1	世帯
生活保護廃止世帯	2	世帯
		世帯
不認定世帯	30	世帯
認定廃止世帯	3	世帯

◎最近5年間の認定世帯数等状況

年度	申請	認定	不認定	要保護	認定率
25	274	244	30	6	17.8
26	264	232	32	5	17.6
27	247	210	36	11	16.3
28	237	201	32	3	16.5
29	228	199	26	2	16.6
30	194	167	27	4	13.7
31	199	166	30	3	14.4

(内数)

◎準要保護認定者数一覧(11月11日現在) (小学校)

学校名\学年	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
芽室小学校	18	9	12	14	21	15	89
上美生小学校	1	2		3		1	7
芽室西小学校	11	4	9	10	6	4	44
芽室南小学校			1		1	2	4
合計	30	15	22	27	28	22	144

(中学校)

学校名\学年	1年	2年	3年	計
芽室中学校	20	26	15	61
上美生中学校	2	4	2	8
芽室西中学校	15	14	10	39
合計	37	44	27	108

合計 252

○児童扶養手当受給認定者数 (小学校)

1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
6	1	5	9	11	8	40
			1		1	2
2	1		4	3	3	13
						0
8	2	5	14	14	12	55

(中学校)

1年	2年	3年	計
11	13	6	30
	2		2
4	6	2	12
15	21	8	44

合計 99

●準要保護不認定者数一覧(11月11日現在) (小学校)

学校名\学年	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
芽室小学校	5	2	5	3	2	3	20
上美生小学校							0
芽室西小学校	2	2	1	1	1	5	12
芽室南小学校							0
合計	7	4	6	4	3	8	32

(中学校)

学校名\学年	1年	2年	3年	計
芽室中学校	2	4	5	11
上美生中学校				0
芽室西中学校	1	3	1	5
合計	3	7	6	16

合計 48

○町民税非課税世帯

芽室西小学校	3年	1人
芽室中学校	1年	1人
芽室西中学校	3年	1人

○国民年金保険料免除認定者数

芽室小学校	5年	1人
-------	----	----

◎要保護認定者数一覧

芽室小学校	6年	2人
芽室西小学校	6年	1人

計 3人

○学校教育法（関係条文抜すい）

（昭和二十二年三月三十一日）

（法律第二十六号）

第一次吉田内閣

第十九条 経済的理由によつて、就学困難と認められる学齢児童又は学齢生徒の保護者に対しては、市町村は、必要な援助を与えなければならない。

（平一九法九六・追加）

要保護及び準要保護児童生徒認定要領

第1 目的

学校教育法（昭和22年法律第26号）第19条の定めるところにより、経済的理由によって就学が困難と認められる児童及び生徒の保護者に対し必要な援助を行い、義務教育の機会均等を図ることを目的とする。

第2 援助対象者

芽室町に居住し、芽室町立の小学校又は中学校に在学又は就学予定の児童生徒の保護者で、生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護及び要保護に準じる程度に困窮していると教育委員会が認める保護者に対して援助する。

第3 認定基準

1 要保護児童生徒

生活保護法第6条第2項に規定する要保護者の児童生徒

2 準要保護児童生徒

(1) 前年度又は当該年度において、次のいずれかの措置を受けた者の児童生徒

- ア 生活保護法に基づく保護の停止又は廃止を受けた者
- イ 町民税の非課税又は減免を受けた者
- ウ 個人事業税の減免を受けた者
- エ 固定資産税の減免を受けた者（新築住宅の減免は除く）
- オ 国民年金保険料の掛金の減免を受けた者
- カ 国民健康保険税の減免又は徴収の猶予を受けた者
- キ 児童扶養手当の支給を受けている者
- ク 生活福祉資金の貸付けを受けた者

(2) (1) に定める者以外の者で、次のいずれかに該当する者の児童生徒

- ア 生活の中心となる者又は家族が長期療養中のため経済的に困窮している場合
- イ 不慮の災害のために経済的に困窮している者
- ウ 会社・商店などの倒産又は勤務先の賃金不払等の理由により経済的に困窮している場合
- エ 年間収入額が特に少ないため経済的に困窮している場合
- オ その他特別な事情により著しく経済的に困窮している場合

(3) (2) に定める者の認定方法

ア 給与所得者の場合

「収入金額」から「生活保護法に規定する勤労に伴う必要経費の額（以下

「基礎控除額」という。)」を控除して得た額を「認定の対象額」とし、当該「認定の対象額」が、「需要額」に1.3を乗じて得た額未満とする。

イ 給与所得者以外の者の場合

「所得金額」を給与所得者の「給与控除所得後の額」相当額とみなして、これに当該給与所得控除額に相当する額を加算して得た額を「収入金額」とみなす。当該「収入金額」から「基礎控除額」を控除して得た額を「認定の対象額」とし、当該「認定の対象額」が、「需要額」に1.3を乗じて得た額未満とする。

ウ (2) ア、イ、ウについては、現状の収入状況等や事情を十分に考慮し、必要に応じて、福祉事務所の長及び民生委員等の助言を求めることができる。

3 「需要額」及び「基礎控除額」については、別に定める。

第4 認定の取扱

1 認定の開始

認定の開始時期は次の各号による。

- (1) 教育委員会が定める年度当初の申請によるものは、4月から開始する。
- (2) (1) に定める受付期間経過後の申請によるものは、申請日の属する月の翌月から開始する。
ただし、申請の遅延が申請者の責によらないことが明らかであると認められるときは、4月から開始する。
- (3) 前住地で認定を受けていた者が転入してきた場合で、転入した月に申請があったときは、申請日の属する月から開始する。
- (4) 生活保護の停止又は廃止の措置をうけ、引き続き就学援助の申請をした者は最後に生活保護費を受給した月の翌月から開始する。

2 認定の廃止

次の各号に掲げる事由が発生したときには、その事由が発生した日の属する月をもって、認定を廃止する。また、援助費が既に給付された場合は、その取り消しに関わる援助費の全額及び一部の返還を命ずるものとする。

- (1) 町外へ転出したとき
- (2) 第3に定める認定基準に該当しなくなったことが明らかであるとき
- (3) 申請者から辞退の申出がされたとき

3 認定の取消

次の各号に掲げる事由が発生したときは、認定を取消することができる。また、援助費が既に給付された場合は、その取り消しに関わる援助費の全額及び一部の返還を命ずるものとする。

- (1) 虚偽の申請であることが判明したとき

(2) 申請者から取下の申出がなされたとき

第5 就学援助費の給与基準

給与基準額は、要保護児童生徒援助費補助金の単価に準じ、予算の範囲で教育委員会が定める額とする。

第6 委任

この要領のほか就学援助に関し、必要な事項については教育長が定める。

附 則

- 1 この要領は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 芽室町就学援助認定事務取扱要領（平成5年4月1日施行）は、廃止する。

附 則

この要領は、決定の日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

(平成20年4月25日決定)

附 則

この要領は、決定の日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

(平成20年8月22日決定)

附 則

この要領は、決定の日から施行する。(平成29年11月30日決定)

日程第 6

報告第 25 号

令和元年度生活習慣病検査結果報告の件

令和元年度生活習慣病検査の結果について、報告します。

令和元年 11 月 26 日提出

芽室町教育委員会教育長 程 野 仁

令和元年度 生活習慣病検査実施結果一覽表

○小学校4年生

学校名	実施日	対象人数	希望人数	実施人数	受診率	要指導・ 要治療者	要指導・ 要治療率	H30要指導・ 要治療率
芽室小学校	7/2,7/4,7/9,7/11	116人	68人	61人	52.6%	2人	3.3%	6.7%
上美生小学校	7/3	4人	2人	2人	50.0%	0人	0.0%	20.0%
芽室西小学校	8/22,8/23	49人	33人	27人	55.1%	3人	11.1%	0.0%
芽室南小学校	7/23	16人	16人	14人	87.5%	1人	7.1%	0.0%
計	8日間	185人	119人	104人	56.2%	6人	5.8%	4.9%

○中学校1年生

学校名	実施日	対象人数	希望人数	実施人数	受診率	要指導・ 要治療者	要指導・ 要治療率	H30要指導・ 要治療率
芽室中学校	7/16,7/17,7/18,7/19	145人	111人	108人	74.5%	1人	0.9%	7.0%
上美生中学校	7/3	6人	6人	5人	83.3%	1人	20.0%	0.0%
芽室西中学校	7/24,7/25	71人	50人	47人	66.2%	0人	0.0%	8.3%
計	7日間	222人	167人	160人	72.1%	2人	1.3%	9.4%

○小中学校

学校名	実施日数	対象人数	希望人数	実施人数	受診率	要指導・ 要治療者	要指導・ 要治療率	H30要指導・ 要治療率
合計	15日間	407人	286人	264人	64.9%	8人	3.0%	6.1%

※上美生小学校・中学校は同日実施

生活習慣病検査実施結果一覧表(小学校)

○小学校4年生

小数点2位以下四捨五入

年 度	対象人数	実施人数	受診率	要指導・ 要治療者	要確認・ 要観察	要指導・ 要治療率
平成11年度	185	145	78.4%	28	14	19.3%
平成12年度	191	154	80.6%	28	5	18.2%
平成13年度	210	169	80.5%	51	6	30.2%
平成14年度	200	162	81.0%	35	17	21.6%
平成15年度	197	153	77.7%	45	10	29.4%
平成16年度	220	190	86.4%	60	22	31.6%
平成17年度	207	174	84.1%	38	9	21.8%
平成18年度	217	185	85.3%	45	9	24.3%
平成19年度	181	145	80.1%	43	8	29.7%
平成20年度	210	167	79.5%	22	2	13.2%
平成21年度	205	173	84.4%	23	1	13.3%
平成22年度	225	189	84.0%	26	1	13.8%
平成23年度	198	175	88.4%	21	0	12.0%
平成24年度	227	178	78.4%	14	0	7.9%
平成25年度	241	182	75.5%	17	0	9.3%
平成26年度	199	127	63.8%	26	0	20.5%
平成27年度	200	144	72.0%	15	0	10.4%
平成28年度	220	151	68.6%	18	0	11.9%
平成29年度	209	141	67.5%	9	0	6.4%
平成30年度	197	123	62.4%	5	0	4.1%
令和元年度	185	104	56.2%	6	13	5.8%

注)H20から肝機能の検査を止め、LDL-コレステロールを追加したことから再検者数が減少している。

注)「要確認」「要観察」は、判定基準は超えているが医師が許容範囲と判断したもの。

生活習慣病検査実施結果一覧表(中学校)

○中学校1年生

年 度	対象人数	実施人数	受診率	要指導・ 要治療者	要確認・ 要観察	要指導・ 要治療率
平成11年度	233	195	83.7%	18	10	9.2%
平成12年度	208	180	86.5%	41	7	22.8%
平成13年度	240	208	86.7%	41	12	19.7%
平成14年度	193	154	79.8%	27	13	17.5%
平成15年度	192	161	83.9%	27	8	16.8%
平成16年度	211	170	80.6%	31	12	18.2%
平成17年度	206	182	88.3%	35	12	19.2%
平成18年度	211	189	89.6%	28	15	14.8%
平成19年度	231	212	91.8%	48	11	22.6%
平成20年度	212	184	86.8%	13	1	7.1%
平成21年度	225	187	83.1%	17	0	9.1%
平成22年度	197	161	81.7%	17	0	10.6%
平成23年度	213	175	82.2%	22	0	12.6%
平成24年度	213	187	87.8%	17	0	9.1%
平成25年度	236	204	86.4%	15	0	7.4%
平成26年度	201	173	86.1%	20	0	11.6%
平成27年度	223	189	84.8%	10	0	5.3%
平成28年度	235	200	85.1%	17	0	8.5%
平成29年度	198	139	70.2%	13	0	9.4%
平成30年度	202	156	77.2%	11	0	7.1%
令和元年度	222	160	72.1%	2	7	1.3%

注) H20から肝機能の検査を止め、LDL-コレステロールを追加したことから再検者数が減少している。

注)「要確認」「要観察」は、判定基準は超えているが医師が許容範囲と判断したもの。

日程第7

議案第39号

芽室町教育支援委員会具申の件（非公開）

芽室町教育支援委員会の審査結果に基づく具申がありましたので、心身障害児童に対し、能力に応じた教育が受けられるよう適正な就学指導をしようとするものであります。

令和元年11月26日提出

芽室町教育委員会教育長 程 野 仁

日程第 8

議案第 40 号

平成 30 年度「教育に関する事務の管理及び執行の状況についての点検
及び評価の報告書」提出の件

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 26 条の規定に基づき、平成 30 年度
の教育委員会の活動状況や事務事業の点検・評価の報告書を芽室町議会に提出しよう
とするものであります。

令和元年 11 月 26 日提出

芽室町教育委員会教育長 程 野 仁

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律

(昭和三十一年六月三十日)

(法律第百六十二号)

(教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等)

第二十六条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務(前条第一項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務(同条第三項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。))を含む。)の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

(平二十六法六七・改正)

日程第9

議案第41号

令和元年度芽室町一般会計教育費補正予算の議案に対する意見申し出の件
(非公開)

令和元年度芽室町一般会計教育費補正予算案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、町長に対し申し出ようとするものであります。

令和元年11月26日提出

芽室町教育委員会教育長 程野 仁